

平成28年12月6日 生活環境委員会 議事録  
9時58分 開会

- 細川委員長 おはようございます。ちょっと早目ですが、定足数に達しておりますので、ただいまより生活環境委員会を開会いたします。
- 開会に当たり、市長がお見えになっておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。
- 市長。
- 入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。
- 細川委員長 それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。
- 日程第1、議案第58号大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。
- 本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。
- 市民生活部長。
- 青森市民生活部長 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。
- 細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。
- 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。
- 以上で質疑を終結いたします。
- 続きまして討論に入ります。
- 本件に関する討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。
- これより本件を採決いたします。
- 本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 細川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 続きまして、日程第2、議案第59号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。
- 本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。
- 建設部長。
- 坪浦建設部長 お手元の資料によりまして、土木課のほうから補足説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。
- 細川委員長 土木課長。
- 山本土木課長 では、お手元にお配りしましたA3判の縦長の議案第59号説明資料でござ

います。両面コピーになってますので、裏のほうにも若干記載があります。

では、議案第59号の補足説明でございます。大竹市道路占用料徴収条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、変更内容でございますが、表の中の一番右側です。大竹市（改正案）と記載してあります。これが今回改正される予定の料金表となっております。そして、改正案が左側です。1級地、2級地というふうに記載しております。この1級地、2級地が従前の占用料というところになってます。この1級地、2級地なんですけど、1級地は市街化区域、2級地はその他の区域でございます。新たに提案させていただく一番右の改正案でございますが、これにつきましては国と県の占用料単価に準拠して、大竹市内が一体化したものでございます。これに伴いまして、2級地につきましては、若干、改正後は料金が上がるという部分がございます。例えば、表の一番左に大きく⑤というのが下のほうにございます。⑤の一番上の枠に看板、アーチであるものを除く。その横に一時的に設けるものと、その下にその他のものという記載がございます。⑤の一番上のア看板の部分です。これ、右のほうにずっと行きますと、その他のものところに1級地2,000円という記載がございます。さらにその右に行きますと990円。2級地でいわゆる山間部なんですけど、これが改正後は1,900円といったぐあいになりまして、2級地、いわゆる山間部については増額の箇所が幾らか出ます。この表の今の990円の上下前後には、幾らかそういった同じような料金の差が出るという部分が発生します。

前回の改正と同様に、附則の中に経過措置を設けておりまして、占用料が下がる場合、上がる場合が発生します。下がる場合には、新年度から新料金を適用いたします。料金が上がる場合なんですけど、春からいきなり上がるのではなくて、今、占用期間が1年以上であれば、その満了までは現行の安いままの金額を適用するという附則がありますが、これは既存の条例と同じでございます。この占用料の改正でございますが、国、県の改定を受けたものでございまして、過去には大竹市でも平成23年度、平成26年度というふうに改正を行っております。

簡単ではございますが、以上で補足説明を終わらせていただきます。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑のある方は挙手お願いいたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。この改正によって、大体総額で、ざっとでいいんですけども、どれぐらいの占用料の減になるのかというのがわかれば教えていただきたいですね。

○細川委員長 どうぞ。

○敷田土木課課長補佐兼管理係長 このたびの改正に伴いまして、道路占用料につきましては、平成29年度の歳入におきまして約260万円、前年度比でいけば23%程度の減額。それから、水路占用料につきましては、平成29年度歳入として160万円、前年度比23%程度の減額。合計420万円程度の減額を見込んでおります。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○**賀屋委員** これはいわゆる地価の下落による路線価の低下、それに合わせたいわゆる占用料の改定という考え方でいいと思うんですけども。ということは、これも3年ごとに、過去ずっと改正をしておりますので、今後もそういう傾向で進むということでもいいということですね。その辺の確認をお願いしたいと思います。

○**細川委員長** 管理係長。

○**敷田土木課課長補佐兼管理係長** 御指摘のとおり、国の固定資産の評価がえに伴うものでございますので、国の改定、それから広島県の改定に準じて大竹市も改正を行ってまいるように考えております。

○**細川委員長** 他に質疑はございませんか。

山本委員。

○**山本委員** 今、説明がありましたがこの表ですね。これは国が定めるもの、いわゆる公営企業だけが載つとるの。そうでない部分はどこにあるの。説明の中ではこういうふうにかかれておりますよね、議案書の42ページに、39条ですか、占用料の徴収として39条の2、道路管理者とはいうところから始まって2項まで説明があるんですがね。それで、公営企業法の適用を受けない電柱ですね、いわゆる。その料金はこの表ではどこになるんですか。公営企業法に該当するものについては、政令その他で国が、枠をはめるんでしょうが、そうでない部分は市長の裁量権で料金設定ができるし、徴収もできるというふうに、私はこの説明を見て感じたんですが、この表ではそういう区分けはあるんですか。

それと、それに関連をして、この改正案なるものですね。改正案なる金額は政令でうたう上限いっぱいなんです。それとも、そうじゃなくて幾らか大竹市は安くしたりとかいうことがあるんですか。

それから、最後に聞くんなんですが、電信電話にしろ、電力にせよ、電柱がたくさん道路にありますよね。そういう場合に、個人が家を建てて支障がないとして家の設計をされて家が建つ。ところが、後から車がふえたんで駐車場をふやしたいということで、駐車場設置する場合に、その電柱が邪魔になるというふうなケースがままあるんです。そういう場合には、設置する場合に、個々の人の要望に応じて電柱の移設ですね、この移設に係る費用はどこが持つんですか。そういう取り決めは、電柱を設置する場合に、市と設置者との間でどういうふうな取り決めをしてるんですか。そういうことで、私も困つとる人の相談を受けて、電柱の移設をお願いしたことがあるんですが、電柱が先に建つたんだから、後から個人の事情で移設が必要になっても、それはできないと。設置者と市との間での協議に任せるというふうなことで、結局、いまだにその電柱は建つとるんです。それで、その人はいまだに不自由してる。そういうようなことが、私は設置する場合に、設置者と市との間でね、市道を占用するんですから、当然、市との間で、設置者との取り決めがあると思うんですが。設置するときにはよかったけど、今のような事情で個人が不自由する場合は、全て個人の負担で解決しろということになるわけですか。今、3点聞きましたことの答弁をお願いします。

○**細川委員長** 山本委員、3点目に関しては、個人の土地のところに電柱が建っていた場合でしょうか。それとも道路に。ちょっと意味がよくわからなかったんですけど。質問の意

図、わかりましたか。3点目に関しては、答えられる方がいらっしゃれば教えてください。  
土木課長。

○山本土木課長 ただいま質問がございました一番最初の公営企業に関するものでございます。議案書42ページに記載されている道路法の39条でございます。このたび占用料につきましては、道路法に基づきまして、大竹市も占用料を徴取することができる、できる規定というところを適用しています。このたびのできる規定なんです、国、県に伴いまして準拠するということで、あくまでも国、県が示した金額、基準というところを今回適用しています。公営企業においてはこの限りではないんですが、これにつきましては占用料を徴取することができる部分での対応という考え方で、国、県の今の占用料に準拠するんで、もうこの表のとおりで対応したいと考えております。

2番目の質問にも係るんですけど、満額になるかということですが、これも国、県が示す金額そのとおりになりますので、上限額を示しているということになります。

それと、3つ目にありました個人様の家の出入り口の問題ですが、当初は畑なり広場があって電柱があるというケースは多々あります。これにつきましては、今でも電柱が邪魔なのでくことはできないだろうかという相談がございました。これは、当時、中電さんも建てる時には、やっぱり地権者さんのほうには了解を得ているようなんですが、昔はよかって今はいけないという場合は、幾らか個人さんの負担金が発生するということは聞いておまして、中電、NTTさんと個人さんとのやりとり、負担金の発生が出る場合、出ない場合がございますが、そういう中での整理をしております。

道路改良事業で電柱が支障になるケースがたまにありまして、この際には、以前からそういう地権者の危惧されておることは市役所のほうにも連絡が来ますので、これは特には取り決めはないんですけど、電柱の持ち主、それから地主、市役所のほうで、おおむねその支障がない位置ですね、それを合意に至って建てかえるというケース、これが一般的でございます。

以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 最初の1番目と2番目については、ほぼ理解できるんですが、3番目の問題について、何ら取り決めがないんですか。設置するのに設置者が道路へ設置したという確認さえ市がすれば、料金もらえるんだから、それでよしとすると、こういうようなことですか。それで個人の今のような環境の変化だとか、出入りの不自由さとかいうようなことは関係なしに、トラブルが起きれば当事者で解決しろと、こういうことでええんですかね。公道に設置する工作物について、その事情が正当であつたりね、それを何とか解決せないかんというふうなケースは、ままだれからも起きると思うんですがね。それは市は関知せんと。それから、そういうことが起きないほとんどの電柱について、設置する上で、市との間で何ら取り決めも何もないというようなことはないでしょう。ないとすれば、一定のやっぱりちゃんとした道路管理者としての責任があるわけですから、きちっとしたものをやっぱり持った上で設置を許可するというものが、市の妥当な処置じゃないかと思うんですが、そういうことが何にもないんじゃないかというようなことはないでしょう。そんなことで

ええんですか。もう一回答弁してください。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 道路に電柱を建築する場合は、当然、道路占用という行為の中で、掘削したり工事したり、それから今回の占用料金の話が発生します。その際、土地利用については、今、畑であったり、全く家の出入りないところであれば、当然に占用の申請者はこちらに相談に来て、土地の持ち主の支障がなければ、当然、占用しますので、こちらのほうも許可いたします。それが10年、20年たった将来的な土地利用についてまで、家が建った暁には電柱をのけなさいよというような今の、そういう取り決めはしておりません。それはその都度発生した際に、占用者間で調整していただくべきと考えています。電柱を建てかえる際には、また改めてこちらのほうで許可するんですが、その際は、また車の出入りであったり、周りの土地利用状況、これについては確認させていただいております。

以上です。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 どうもはっきりせんのですが、ちゃんとそれを文言にしてね、書面で設置者と市との間で必要な事項を明文化しとく必要があるんじゃないですか。これは道路占用法に基づいてやるんでしょう、道路法に基づいて。公道に設置するのに何の取り決めも何もないじゃないようなことを、いまだに続けるということ自体が、私はおかしい思うんだがね。そりゃ今ここでもう質問時間、回数も3回ですから。今のような答弁で、ああ、そうですかというわけにはいかんのでね、内部で検討してみるとか、そういう答弁はできんですか。

どうですかね、委員長。今のような答弁で、大竹市が管理する道路に設置する工作物が、何の取り決めも何もなしに、ああそうですか、じゃあまあ自由にやってくださいというような格好になるよね。私はどうしても納得できんのがね。そういう取り決めがあれば、ちゃんとこういう規定があって、市としては、もし個人の場合、支障が出るとしても、それは設置者との間で協議して、負担割合はこういうふうにされたらどうかとかいう指導ができるんですが、苦情があっても何ら取り決めがないんだから、そりゃ個人に任せるといようなことになると、ますます市民の皆さんの不信感を買うことになるでしょう。ましてや支障があろうがなかろうが公道ですからね。市が管理する公共施設で工作物が設置されるのに何の取り決めもないというようなことは、これは全国、皆、そういうことですか。ちょっとよう調べてね、内部で検討するなり、情報を収集してそれなりの措置をとるなり、どうするかということをおちょっと見直してください。今のような答弁じゃとても納得できんが、座ればもう3回までですから、この場ではこれ以上意見述べられんので、お願いします。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 今の内部で検討できるかというお話がありましたが、感覚的な検討はできるかもしれませんが、具体的には例えば電柱の所有者、電柱が建っていて、入り口の方が家を建てるからのけてくださいよ。二、三年後にまた車の出入りで邪魔になるから、また右に寄してくださいよというたびたびの思いのケースがたくさんあります。それについて

今の電柱の所有者は、100対ゼロではないんですが、例えば50対50とかですね、それは私たち今わからないところがあるんですが、そういう持ち分でもって、ある一定のルールを決めてるようです。近くの例で言ったら中電とNTTさんは、その辺の負担割合は少し違っているような話し合いはしてます。ただ、占用状況の中で、これ占用者間同士の話になりますので、市民のほう、市民の方の出入り口が邪魔になるから電柱をのけなさいよというのは、ちょっと一方的に言えないとは考えています。あくまでも正当な道路占用によって占用を認めた案件ということでございます。

以上です。

○細川委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

副委員長。

○和田委員 ちょっとよくわからないことがあるんですが、今の大竹の市内に水路が通ってますよね。それ、各家に出入りするのに橋ですかね、家に出入りする橋とか、今の鉄板を敷いて家に入出入りするのを設置しているところ結構あるんですが、それに対して、設置料を幾らか取っとるんですか。ちょっとお聞きします。

○細川委員長 管理係長。

○敷田土木課長補佐兼土木課管理係長 市内の個人様のお宅の出入りにつきましては、4メートルまでは減免ということで取り扱っております。それ以上につきましては、占用料の規定に基づきまして料金をいただいております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に対する討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 私は、やっぱり道路占用に基づいて許可すべきということが前提にあるんですが、許可するにしても道路管理者と設置者との間に、きちんとした取り決めなり約束事を定めた上で、許可するならするというふうにすべきだと思うんですよ。そういうものがなくてね、電柱1本について幾らもらいよるんだからというようなことでね、なあなあ主義でいったんじゃいけんと思うんですがね。そういうことをきちんとしておけば、個人が今まで農地だったところを宅地にされようが、また家を改装されて出入り口の幅員を拡幅されようが、その都度のトラブルなりというふうなものね、公正を期した解決の道を持つことになるのでね、ちゃんとそういうふうにするべきだということを意見として述べさせてもらいます。政令で決めたことですから、それ以上のことは自治体としては権限を越えるわけにいかんようですから、今回の改正についてはやむを得んし、それから上限については政令の定める上限いっぱいだという話ですから、改正そのものについては反対もしませんが、今のことについては、ぜひ内部で検討されてしかるべき措置をとってほしいということを意見をつけたいと思います。

○細川委員長 ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第60号市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 こちらのほうもお手元の資料をもちまして補足説明を担当課のほうからさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 それでは、議案第60号について、土木課のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元にA4判のカラー刷りの地図をお配りしました。これをもとに説明いたします。まず、供用開始されました県道谷尻バイパス、これは赤の部分でございます。これは議案書では奥谷尻線と載っておりますが、奥谷尻の集落を通過する部分でございます。大竹市と廿日市市が赤の部分で、奥谷尻の集落を通過する旧道部分が黄色と青で塗った部分でございます。これにつきまして、青が大竹市の部分、黄色が廿日市市の行政区域の部分です。これは両市がおの行政区域内で市道認定し、将来管理していくというものでございます。また、市道の名称でございますが、地元の方や道路利用者からわかりやすいように、例えば異常があった場合の通報とかありますので、これも廿日市市と協議しまして、ともに同じ名称というところに今しております。名称は嵐谷奥谷尻線ということとしております。

道路の規模でございます。新たに市道認定される旧県道部分、黄色と青の部分ですが、総延長が約570メートル、大竹市が管理する部分、青の部分ですが約418メートル、黄色の部分、廿日市市でございますが、これが約150メートルという状況です。道路幅員でございますが、3.6メートルから6.3メートルということになっております。この市道認定でございますが、市道認定されましたら広島県でも3月ごろには広島県から県道の廃止という手続を行いまして、おおむね3月末を今、めどに計画されている状況でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○細川委員長 本件に対する質疑を求めます。

田中委員。

○田中委員 これ、きょうですね、追加資料が出たんですけど、これをね、この議案が出るときに、何で一緒に出さなかったんかというのが1つ。それから、せっかくきょうこれつ

くってもらって文句言うんじゃないんだけど、この議案にあるこの地図とは逆さまになるとるよね、非常に見にくい。さっきから僕、これずっと見よってから、これ反対になっとなんじゃないんかかと思ひよったんです、青いほうが市道で、赤いほうがバイパス、そうなるんですけど、この最初の案から見るとね、何か変な感じがしたんですよ。それで、これ、議案出すときに、これがわかっておるんだったら、これをつければよかったんじゃないかと思うのがまず1点。逆さになるとるでしょう、いやいやこれについての議案と、色が。赤がバイパスでしょう。だけど、この議案では赤が旧県道になるとるじゃろ。見にくいと思わんですか。わし、さっきからおかしいなと思ひよったんじゃないけど。僕はあそこを何回ももう通ってるしね、だからこの議案の中に僕は黒で、こういうふうバイパスがいちよると印をしたんですよ。それで、きょう見てどうなるとるんかなと思ひよったんですけど。まあまあそれはええ、見方が違うんでしょからね。だから、これも方向を同じようにせにゃいけないのじゃないんかというのが1つと。

それから、廿日市部分がありますよね。廿日市部分が、いわゆる旧というか、今の市道の、青いほうが市道に認定されるのと、それから県道へ行くまでの150メートルぐらい。こういうのはどうなんですかね、廿日市市と連携をとって、いわゆる市道にということにならん。これ基準財政需要額に関係するんかどうかわからんけども、こういうときに道路敷だけ1本にしてやる、廿日市市でどうしてもそりゃ置かないといけんのよ。そういう決まりになるとるのかもわかりませんが、何かそういう気がしていけんのよ。あの部分だけ廿日市、県道の中でもね。だから、今回こうやってバイパスができたんじゃないから、ほかのところはせえいうわけじゃないんでね、こういうときに1本にしてね、区分けをせんでもええような、そういう話し合いというのはできないんですか。無理なの。

○細川委員長 管理係長。

○敷田土木課課長補佐兼管理係長 それぞれの市域界でそれぞれ市道認定するという決まりになっておりますので、この分については道路の管理上はそれぞれの市域界で管理させていただくということになりますけども、道路全体につきましては大竹市のほうで通常維持管理をさせていただきまして、またそれらにつきましても今後、廿日市市と管理協定を結んでいくような予定にしております。

以上です。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 最初あった地図の件でございます。非常にわかりにくい表現になってまことに済みませんでした。地図につきましては、既存の資料を使ったということもございまして、今後わかりやすいように、これについては改めてわかりやすいものを提出したいと思ひます。

それと、今、2件目にありました廿日市市道の管理部分、ちょっと今、係長が申しましたのを訂正させていただきます。行政区域を越えての市道認定というのは当然できます。このたびの黄色を含めて大竹市道にするという当初案もございました。結果的には廿日市市役所のほうと協議の中で、大竹市が黄色の部分も市道認定する場合には、廿日市市の議決承認が要る、で大竹市の承認が要るという手続がございまして。そういう手続も別個にあ



るんですが、当初、担当者協議の中で、あくまでももうこれはおのおのの行政区域で管理しようと、管理上ですね、そういう協議がなされたので、今回、大竹市と廿日市市、それぞれ別個にというふうなことでなっております。

維持管理につきましても、今、管理協定という話でしたが、現場的にはもう、例えば大竹市のほうに連絡、廿日市市の道路、黄色いところが破損した場合、大竹市に連絡がありましても、大竹市のほうでもすぐ廿日市市に連絡をします。その逆の場合も廿日市市が大竹市に連絡するということについては、担当のほうでそれぞれよく調整されておりますので、認定だけ今ちょっとこういう位置に、それぞれ難しいような状況のようですけども、現場についてはもう住民対応についてはスムーズに行える体制というふうには認識しております。

以上です。

○細川委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。協議をされたということですのでね、いたし方ないなというふうに思います。わかりました。後の管理については、今、課長のほうからありましたので了解いたしました。はい、終わります。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 まず、市道名の嵐谷という地名というのはどのあたりになるのでしょうか。初めて聞くような地名なんで、ちょっと参考のためにお聞きしたいと思います。

それと、移管を受ける際に現道の確認といいますか、今度、大竹市道として管理をしていく上で、現状の道路、側溝であるとか、いわゆる道路施設の確認ですよね。特にまた手をすぐに加えないけんようなところがあるかないかとか、そういう移管に関しての現地の確認、その辺はもう済んでおるのでしょうか。

それと、先ほどの廿日市市道の部分の維持管理の関係で、もしそこで費用が発生するようなことがあったときに、その費用は後日また廿日市市のほうに請求して支払いをしてもらえるような、そういう中身の管理協定になっているのかどうなのか、その3点をちょっとお聞きしたいと思います。

○細川委員長 維持係長。

○長久土木課課長補佐兼維持係長 先ほど、今回市道になる嵐谷奥谷尻線の広島県さんと、あと地元との確認はどうなっているかという点なんですけれども、昨年度より地元、広島県、大竹市、廿日市市と現地のほうを歩かせていただいて、今回補修する箇所等の打ち合わせを重ねてまいりました。現在それに伴いまして、広島県さんのほうで移管に伴う補修工事を現在出されておまして、今、施工中であります。舗装、擁壁、側壁の道路側溝等の、あと地元要望も含めた工事を今現在進めていただいております。

また、廿日市市道で、また簡易な維持工事等が発生した場合の緊急対応について、今、廿日市大野管理課と話をしていて、それぞれが緊急対応した場合は、後日それぞれまた話し合っって費用対応等をしましようという話で、今進めております。

以上です。

○細川委員長 管理係長。

○敷田土木課課長補佐兼管理係長 今御指摘いただきました嵐谷の地名でございますけども、嵐谷、廿日市市大野字嵐谷でございます。山地番になりますので、おおむねこの図面でいきますと起点に当たります谷尻橋から山の部分が、大半が嵐谷という地名になっております。それから、平地の部分、終点にかけての部分につきましては奥谷尻字中田という地名、字名になっております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして日程第4、議案第67号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 まず最初に、私のほうからおわびをさせていただきたいと思います。

このたびの南栄下白石線に係るこの議案第67号につきましては、起点の表記の誤りがあったということで改めてこの12月議会において、またこの当委員会において再度お時間をいただき、御審議を賜る事態となったことに対しまして、大変申しわけなく思っております。後ほど担当課長のほうから再発防止に向けた取り組みについて説明をさせていただければと思っておりますけども、まず9月議会におきましての表記の誤りについて説明させていただきます。

単純に誤りはその1つしかございませんが、起点の表記につきまして、南栄一丁目、漢字の「一」とすべきところを、誤って南栄二丁目、漢字の「二」と記載し、議会に提案したものでございます。図面等については変更がございません。単純な字句の誤りということでございますけども、あってはならないことでございます。大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 市道路線の廃止及び認定についてでございますが、今回の誤りにつきまし

て、担当課長として非常に重く受けとめており、改めておわび申し上げます。今後、このようなミスがないために、工夫すべき内容につきましても土木課のほうで再確認いたします。具体的な方法なんですけど、これまで内部事務として、今後、路線番号、これ議案にありますけど、路線番号、路線名、起終点、経過地の字、地番を確認するためのチェックリストを整備します。これまではチェックリストというペーパーはなかったんですけど、こういったことでまた再確認をしていきたいと思っております。それから、今、議案に添付している1万分の1の図面なんですけど、こういうところにも起点、終点、経過地、これを表記することで、より多くの方面から、ミスがあった場合、発見しやすくなるという方法を今検討していきたいと思っております。

甚だ簡単ですが、以上でございます。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 今回のことは特別ですよ、時間を浪費する以外に害はない話ですけどもね、今、課長がおっしゃったのは、執行部の中の仕事としてミスがないように工夫をしますということですね。でも、もう一つ言えることは、議会も執行部が決めた議案について、それをチェックする機関なんですね。そのときに、じゃあこの前の9月議会で我々は何をしたか。皆さん方がおっしゃったことを性善説にのっとって、そうよねと思って信用して、ああ皆さんが一生懸命やったんじゃけ、大した問題でもないし、間違いないだろうと思って、我々は賛成した。我々にはそれが正しいかどうかをジャッジする資料は何もなかったんですよ。

今回もですよ、確かに2丁目と1丁目って言われたら確かにそうでしょうね。そのぐらい、私でも資料がなくてもわかりますが、あのときは地番が違っているのはどういうことかという質疑があったというふうに記憶しています。そしたら、土地を分筆したり、合併したりしますから、具体的な実際の場所が変わっているわけじゃないけども、地番の表記が変わることがございますと。それによる変更ですというのを私、記憶してますけども、それもそうでしょうね。でも、それも含めてね、公図か課税図か、何かこのためにつくったもんじゃないで、別目的でつくった客観的な資料が少し欲しいんですよ。私、きのう電話かけたときには公図を出すっていうお話だったと思うんですが、電話ではですよ。結局ね、何番地って書いてあっても、それを何番地か私が調べようと思ったら、それこそ課税図面を見るか、公図を見るかですよ。お金払って確認しないとできないですね。

もちろんこんな次元の低い間違いをしてほしくはないですけども、これあえて言わせてもらいますけども、大願寺の予定価格と一緒にですよ。口頭で、ああしました、こうしました、だからどうですって言ったけど、資料がなかったじゃないですか。やっぱり客観的な資料を出してね、だからこうなんだと言うべきなんです。事の重みは全然違います。今回のことはね、本当、害はないです。ないけども、やっぱり客観的なものを見せてほしい。私はそう思います。間違いはあってほしいくはないですよ。でもある意味では、そんなものを見ずに議会が9月に認めたわけですから、我々だって落ち度があるわけですよ。一般

市民から見たら、おまえら何の証拠もないのに執行部が言うのを丸のみしてから賛成したんかって、おまえらばかかって言われたら、返す言葉ありませんから。だから、せめてね、とことんというのは無理にしてもですよ、ある程度の資料は欲しい。そういう気がいたします。これはお願いといえばお願いですけどもね。何かあったらコメントください。お願いします。

○細川委員長 日域委員、それ資料請求ですか。ではないですね。次からどう考えたらよいかということで。はい、ではコメントがあればお願いいたします。

土木課長。

○山本土木課長 このたび、市道認定に関しましては、示すものであれば、起点、終点、経過地点、一般的には先ほど出ました公図というのが一般的に法務局のほうでとれますし、私たちのほうで準備することはできます。ただ、すごく膨大な資料になるということもございませぬ。今後、土木課のほうで、いかに広い目で見えていただくということで、その公図の地番を付図のほうに張りつけて、それで確認するという方法は今どうかなということを考えております。張りつける際にもミスがあれば自分たちもわかるし、議案の中で見ただけでも、明らかにここは1丁目じゃろ、2丁目じゃろというのが、本当、次元の低いお話をして済みませんが、そういうことも見つかる可能性は大きくあるかと考えております。

以上です。

○細川委員長 済みませぬ、一応確認したいんですけども、議会に御提出いただける資料の図面に、起点と終点の地番を入れていただけるように、今、御検討いただいているということでしょうか。

はい、課長。

○山本土木課長 そういうことが、そうですね、できる、やるべきということをもた検討しております。

以上です。今やりますといっても、そりゃ要らんじゃろという議論も出るかもしれませんが、土木課のほうではそういう方向で考えております。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 思い出したんですけども、農業委員会の資料に大体地番というのか、公図の張りつけたようなものが出てきますよね。別紙をつけることもないかもしれませんが、やっぱりそういうことをちょっとすればね、ミスが減るかなという気がします。よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ちょっと確認をしたいんですが、今、前回の誤記があったという部分ですが、南栄2丁目という、本来、南栄1丁目のところを南栄2丁目というふうに記載をしておったので、今回、それを直すということでいいんですよ。そうすると、この議案の廃止する路線というのが、起点も南栄1丁目、地番の地先が今度、新しいやつは64の1の地先というふうになってるだけで、現在生きとるのは南栄2丁目というので生きとるとしたらね、

そこは議案の中では現在生きてる起点の丁目を入れとくべきじゃないんかと思うんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

それと、それぞれ起点、経過地、終点が全部64の1というのがついたり、875の3というのがついたり、また2592の6というのが、2が6になったり、地先の枝番がそれぞれ変わってますよね。そのあたりも実際に前回、認定するときに既にこの地番、地先というのは枝番も含めて新しいものになってたのか、それともその後、この何カ月かの間に分筆をされて、その経過地なり終点なりが地番、地先のもので新たにできたので、それに、変えるのか。そのあたりをちょっと教えていただきたいんですが。

○細川委員長 はい、課長。

○山本土木課長 今、賀屋委員の質問がございました。ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、今、地番の枝番があつたり、なかつたりでございます。この路線の告示、前回は昭和59年度、昭和60年3月に大竹市道の名前全部がつけかえの中で一括で名前の変更というものが議決されています。その中で、南栄下白石線、起点なんですが、当時はまだ分筆される前のご様子でして、枝番がない状態です。南栄1丁目の64番で、経過地点でございますが、新町2丁目の875番の1、これが新町2丁目875番の3でございますが、郵便局前交差点という名前なんですが、郵便局から少し川側に行った信号があるところです。この辺が幾らかの分筆されてまして、地番が変わっているという結果で今、枝番の名前が変わっているというところがございます。

○細川委員長 賀屋委員、どうぞ。

○賀屋委員 済みません、提案理由の9月20日に可決された議案の48号の起点に表記の誤りがあったため、再度、市議会の議決求めるものであるということ、要するに9月20日に可決したものはなかったものとして、そういうことで改めてということなんですかね。それとも、9月20日にもう議決されたんですから、そのものを変更前として、改めて認定すると。そういう方法なのか、どちらなのか。あの議決は、9月20日のはなかったものにしてくれということでもいいのか、それとも9月20日が間違ってたんで、それをまた改めてということなのか、その辺をちょっと教えてもらいたいんですが。

○細川委員長 総務部長。

○政岡総務部長 議案でございますが、南栄1丁目、2丁目という、この1と2ということに誤りがあったということで、実は1丁目と2丁目、ちょうど町界といいますか、そこで境になる道路の真ん中なんで、まさに地図を見ると右を見るか、左を見るか、こういう単純といえば単純なんですが誤りでございます。考え方としましては、誤りということで、今回、この議案を改めて審議をいただくということで、よろしく願います。

○細川委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第65号平成28年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明員、交代をお願いいたします。

〔説明員 交代〕

○細川委員長 では、本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○平田上下水道局長 特に補足説明はございませんので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 議案の説明の中では弥栄ダムの水位計が、目視で何か壊れているか、ふぐあいがあつたかで、これを修繕するための費用の一部として計上するというふうに聞いたんですけども、これは突然、水位計というのは何らかの原因で壊れたということなのか、それとももともとこの整備計画の中にあつたやつが、いわゆる修繕するのに予算が足らなくなって追加が要するということなのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○細川委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 今回、弥栄ダムの修繕費、これの5%ほどを大竹市工業用水道事業のほうで負担するというところでございます。水位計のほうでございしますが、これが機械のほうじゃなくて、ダムの堰堤のほうに取りつけてございします水位計の板でございすけど、これがかねてより結構もう老朽化して、薄くなって、非常時には目視でこれを確認せざるを得ないところが、もう見えにくいということで取りかえるということでございます。これのほかに護岸の補修ほか工事がございまして、その総額が6,200万円になるわけですが、その5%を大竹市の工業用水道事業が負担するという格好になっております。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 その総額6,200万円の修繕費というのは、弥栄ダムのほうでは当初予定していないものが発生したということで、急遽この修繕をしないとイケないんで補正をといて、そういうことでいいんでしょうか。

○細川委員長 業務課長。

○北林上下水道局業務課長 そのとおりでございます、協議がございましたのが10月11日に協議がございまして、今年度中の突発的に起きた工事ということで、急に補正予算のほうをお願いした次第でございます。

以上です。

○細川委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 私、今まで内容を知らなかったんですけど、ダムっていうのが、大体、出す水の量をはかりますよね。出す水の量をはかっているはずですよ。入ってくる水ははかれませんよね。川から流れてくるわけですから、入ってくる水をはかっているという話は聞いたことがありません。結局、その水位と出した水で差し引き計算してですよ、いろんなコントロールをしているんだと思うんですが、要するにその板が見えにくかったらですよ、極端に言えばダムの全体の水の計算をする上で、やっぱりかなりまずいことになるよねって思いながら今聞いたんですけども、それは当たってますよね。

○細川委員長 はい、課長。

○北林上下水道局業務課長 済みません、この水位板なんですけど、通常はほかに測定する機械がございまして、それが非常時、停電とか水位計の故障が生じた場合に、目視で確認するための板でございます。ですから、通常時はこの板は目視で見ることはずないんですけど、非常時のときに必要ということで、もう老朽化ということでこのたび交換することになった次第でございます。

以上です。

○細川委員長 いいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第66号平成28年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部におきまして補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○平田上下水道局長 特に補足説明はございませんので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 この補正は、宅地整備に伴う取り付け管の整備が新たにふえたといえますか、出てきたということでの補正というふうに説明ではありましたが、840万の根拠といえますか、どれぐらいの新たな整備をしないといけない取り付け管及び汚水ます、いわゆる宅地化といえますか、家が建つことによって、今まで汚水ますがなかったところか、そういうところに、いわゆる下水道事業者として汚水取り付け管と汚水ますを整備していくということでしょうけども、どれぐらいの整備箇所がふえたのか、また当初幾らか見込んだと思うんですけども、その見込みがどれぐらいであって、今回、840万といったかなりの数になると思うんですけども、そのあたりを説明をいただければと思います。

○細川委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 まず、取り付け管、このたび補正をお願いしとるんですけども、今年度11月末現在までに24カ所、今年度取り付け管のほうを設置させていただいておるところでございます。この後、補正予算をいただきまして、整備が見込まれるところ、これ民間の事業者からの御相談をいただいた箇所を集計しておりますので、民間事業の進捗状況によっては未執行となることも正直ございますし、ふえてまいる場合も正直な話でございますけれども、今の現時点で20件程度を見込んでおるところでございます。

例年の件数ということでございますけれども、平成27年度、これに関しましては27工区ほど対応させていただいております。さかのぼることもう1年度前、26年度に関しては、同じく27工区ということで推移しておりますので、今年度が若干多目に要望がございましたので、このような補正ということをお願いした次第でございます。

以上でございます。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 これは新たに設置するところだけということでしょうけども、別途汚水ます取り付け管の修繕にかかわる部分、これは予算は別になっているんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの進捗率といえますか、補正の必要性というのはないのでしょうか。

○細川委員長 工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 その他の補修の経費につきましては、現段階におきましては予算の範囲内で対応させていただいておるところでございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、平成28年陳情第2号港町ポンプ場の移転までにおける対応についての陳情を議題といたします。

説明員の交代はないですか。

本件は9月定例会からの継続審査になります。既に執行部から意見をいただいておりますが、新たにつけ加えて説明することがありましたらお願いいたします。

土木課長。

○山本土木課長 平成28年陳情第2号、地元自治会のほうから提出されました陳情について、若干ちょっとおさらいの関係で、これまでの経過と先日お話し、地元のほうとした内容のほうをお話しさせていただきます。

この陳情でございますが、港町1丁目自治会長から提出されたものでございます。陳情の内容は、ちょっと抜粋でございますが、8月時点ですが、ことしの秋に株式会社コメリが开店するという事で、自動車の渋滞が予測されることで、地区内を通り抜ける自動車やオートバイが増加し、地区の安全を脅かすことを懸念するものでございます。この渋滞を緩和する対策として、港町ポンプ場を移転する案、あるいは移転するまでの間は隣接する大林組の敷地を通り抜けできる道として使う案を検討できないかという内容でございました。

パワーコメリでございますが、9月24日に本格オープンしました。私たち職員も渋滞の状況は注視してまいりました。開店日は幾らか渋滞は見られましたが、全くゼロではありませんでしたが渋滞は見られました。大きな渋滞は発生していないという状況です。店舗の開店から1週間経過しても、渋滞する状況は余りないということから、10月4日、これは陳情を出した自治会長のお宅を訪問しまして、渋滞の状況についての意見を聞かせていただきました。会長も同様の意見でございまして、予測に反して渋滞は余り感じなかったという回答がございました。このため、当面、大竹市の道路管理者としては、この経過観察をさせていただくということをお伝えしたところ、それについてはそういうことは了解いたしますということで、今、別れたところでございます。その後、12月になりましたが、きょう現在でもそこまで大きな渋滞は見られていないというところが、今の観察する範囲での状況でございます。

以上です。

○細川委員長 ありがとうございます。委員の皆様にも、執行部に確認したいことなどありましたら、この機会にお願いいたします。特にございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 1点ほど、いわゆる港町ポンプ場が移転をするまでといたしますか、移転をして本来の道路としての供用開始、交差点を一部いらわないといけませんけども、その移転後の工事というのはいつごろになるというふうに予測を今されてるのか、予定をされてるのか、そこだけちょっと1点お願いしたいと思います。

○細川委員長 土木課長。

○山本土木課長 前回も同じようなお話が出たと思います。まず、下水道の雨水幹線、これは国道よりも山側における小方1丁目地区でございまして、こちらのほうが整備されてからの後ということでございまして、たしか平成30年代とは言いましたが、平成30年代も1から9までであるというお話をしたと思うんですが、ちょっと具体的にはまだ申し上げることができないという状況です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 今、小方の公民館、体育館が取り壊しをされてますけども、いわゆる取り壊しが終われば、そこへ下水道の事業として雨水管の整備がされると思うんですけども、その雨水管の整備が2年かかるのか3年かかるのかわかりませんが、それが終われば、いわゆる国道から山手側の地域の雨水排出というのは、小方の潮遊池のほうに回ってくるので、港町のほうへ山手の排水が行くことはないということで、もうポンプ場としての機能は必要としないと思うんですが。要するにその部分ですね。いつ下水道の工事が雨水管の工事が終わるのか、いつごろ計画しているのか、その後にポンプ場の機能は要らなくなるわけですから、その取り壊しをすればいいんだと思うんですが。その辺の、いつ下水の工事にかかるのかということは、ある程度計画の中へといたしますか、予定はもうされているんじゃないかと思うんですが、その辺から逆算すればね、平成31年か平成39年かわかりませんという答えにはならないと思うんですが、そのあたりもう一回お聞かせ願いたいと思うんですが。

○細川委員長 上下水道局工務課長。

○古賀上下水道局工務課長 大変申しわけありません。今、賀屋委員さんの御説明のとおり、上下水道局のほうで雨水の幹線というものを小方地区のほうに整備をさせていただいた後に、やっと土木課のほうで港町ポンプ場のほうをなくすことができる状況になります。そのため、土木課のほうの回答が幅を持ったものということになっているんですけども、この原因としましては、今言われました要は撤去、移設等、岩国大竹道路で物がなくなった後の場所に、我々が国の費用をいただきながら雨水管を整備していくということにしておりますので、その着手時期がまだ明瞭に決定できていないというところから、幅を持ったものとさせていただいております。ただ、そうはいいましても着手が可能となって、我々、雨水幹線整備サイドとしましては、3カ年程度というもので整備をしていきたいと、これも前回は申し上げたとおり、国の費用をいただきながらやる関係上、費用がいただけないとできないといったものもございまして、意気込みとしましてはそういったもので国なり建設部、土木課なりと協議をさせていただきながら、条件が整い次第、着手させていただくという意気込みを持つとということを御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 済みません、何回も聞くようで。今、着手時期がはっきりしないというお話じやったと思うんですが、その支障物の用地買収も終わってますから、先ほど言いました公民館の体育館部分を今、撤去工事やってますけども、これは来年の3月までなんですかね、それが終われば、いわゆる道路用地、岩国大竹道路の用地買収した区域の中の支障物というのではないというふうに思うんですが。ということは、早く工事にかかろうと思えば、いわゆる工程的にね、来年度からでも予算要求をして着手することができるんじゃないかと。設計自体はできてるんでしょうかね。そうすると、早目にその辺の工程は引けるんじゃないかと思うんですが、その辺がいまだによくわからんようなお返事だったんで、もう少し調整を早めていただければ、地元にも何年ごろには港町ポンプ場を撤去できますよと、そうすると何年ごろには整備できますということも言えるんだらうと思うんですが、そのあたり、もう一回ちょっと御答弁いただきたいと思うんですが。

○細川委員長 はい、課長。

○古賀上下水道局工務課長 申しわけありません、不明瞭な答弁で御心配をおかけしております。まずですね、確かにおっしゃるとおり支障物件自体はなくなってまいっておるところでございます。これまでの雨水ではなくて、工業用水道、上水道、下水道、この岩国大竹道路に関連しましてさまざまなものに移設しなければならないものも含めたもので、国と協議をさせていただき、予算の確保もしながらやっておったところなんですけれども、国の事業が若干おくれたりして、予算を確保した後にそれを未執行で翌年度に持っていくというようなことを繰り返しておるここ数年の実情がございます。そういう実情を踏まえますと、このたび想定しております雨水幹線の補助金の要望、そういったものをしておきながら未執行ということが、なかなか実情として難しいという事情もお察しいただければと思いますので、そういったところが、要は国の岩国大竹道路の事業の進捗、要はベースとなる部分の整備が整わない中で見切り発車をして、国の費用をもてあましてしまうようなことがないか、というのが、現段階での判断になりますので、そこら辺がおおむね見えた段階で、協議は鋭意進めておるんでございますけれども、今、いつ着手できる状況になりましたというのを言えない状況ということで御理解いただけたらと思います。

○細川委員長 他に執行部に対してこの際聞きたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ないようでございます。

それでは、本件につきまして委員の皆様の意見を求めます。

御意見はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 コメリが開店をした後にどういう渋滞の状況が発生するのか、それを見きわめてという前回の話の中で継続になったと思いますけども、今、先ほど土木課長のほうが説明をしていただきましたように、そんなに渋滞をする状況ではない。また、この陳情者の自治会長さんのほうにもその確認をして同様だということだったというふうに報告ありましたが、今から年末になりまして、かなりの買い物客も相当ふえるんじゃないかとい

うふうに思いますし、また逆にそうでないとせっかく出店してきた大型店舗がにぎわいが寂れるというんでも困るでしょうし、もう少しその辺の年末商戦の経過を見きわめて、最大、その時点が一番買い物客も多い時点になるんだらうと。その中で、それほど混乱はないんだということであれば、また結論を出しやすくないかというふうに思いますので、再度継続というふうにしたらいんじゃないかと思います。

また、改めて先ほどの下水の雨水整備事業の工程についても、国のほうともしっかり調整をしていただいて、いつごろ着工できるのかということ、はっきり地元のほうにも説明できるような状態で、次の3月のほうに継続をして、その段階で判断をしたらいんじゃないかというふうに思います。

○細川委員長 ただいま継続審査にするべきだといった御意見がございました。この意見を、動議でございますので、継続審査について採決を行います。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の皆様の起立を求めます。

[賛成者起立]

○細川委員長 はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

それでは、続きまして日程第8、平成28年陳情第3号晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情を議題といたします。

本件は今回が初めての審査になりますので、事務局職員に陳情の要旨を朗読させます。

はい、事務局。

○加藤議会事務局議事係長

それでは、陳情の要旨ということで、陳情文書表のほうを読み上げさせていただきたいと思っております。

陳情文書表。

受付番号、第178号。受付年月日、平成28年11月18日。陳情者、大竹市立戸1丁目6番1号、大竹市総合型地域スポーツクラブ会長、冷泉洋治。

件名、晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を整備することを求める陳情。

陳情の要旨。体力、健康づくりへの関心の高まりを背景に、スポーツに親しむ市民がふえてきている中、晴海臨海公園整備事業の第1期工事により、スポーツゾーン及びシーサイドゾーンの一部が完成し、テニスや野球等が盛んに行われています。子供から高齢者までスポーツや健康づくりを通じて、豊かで活力のある生活を実現するための環境づくりとして、引き続き多目的ゾーン等についても着工していただき、整備して下さるようよろしくお願いいたします。

つきましては、下記の項目について陳情いたします。

記。陳情項目。晴海臨海公園整備事業における多目的ゾーン等を早期に整備していただきたい。

以上です。

○細川委員長 ありがとうございます。

審査に当たりまして、執行部におかれまして本陳情についてのお考え、また御意見をいただきたいと思います。

都市計画課長。

○**中司都市計画課長** それでは、晴海臨海公園の多目的ゾーン等、第2期工区ということになりますけども、この整備についての現在の考えにつきまして、事務局のほうから説明をいたします。

晴海臨海公園を含む公園緑地の整備につきましては、大竹市の第5次総合計画において、暮らしやすい生活基盤の整ったまちを基本目標として掲げておりまして、この晴海臨海公園につきましても、スポーツ、レクリエーションの場、憩いと安らぎの場の提供、また災害時にオープンスペースとしても利用できるよう、整備に向けた取り組みをしていくということとしておりまして、平成25年度から第1期部分ということで、スポーツゾーンのテニスコート、あと球技場の整備工事を行い、平成27年度の4月から供用開始をしているというところでございます。また、早期整備の御要望にもあります多目的ゾーン等の整備につきましては、市民の方はもとより、市外の子供から高齢者まで多様な世代が安心、安全に利用ができ、広域交流の拠点の場となる公園として整備の必要性について認識をしているというところでございます。

しかしながら、多目的ゾーン等今の第2期工区部分の整備には多額の事業費が見込まれておりまして、今後、しばらく本市の他の大型事業が控えているという現状では、早期に多目的ゾーンを含む第2期工区部分全体を整備するというのは難しい状況であるというふうに考えております。このため、子供や高齢者が集う憩いの場を提供するという一方で、例えばファミリーゾーン等を先行して整備するなど、整備箇所の優先順位であるとか、財政状況なども考慮しながら、段階的な整備ができないか検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**細川委員長** ありがとうございます。

それでは、委員の皆様におかれまして、執行部に確認したいことなどございましたらお願いいたします。

賀屋委員。

○**賀屋委員** それでは、今の説明で第2期工区の全体の概算の事業費がどれぐらいなのかというのをつかんでおられるとしたらお聞かせ願いたいのと、それを何カ年計画、何カ年事業として実施される予定なのかというのを、教えていただきたいと思います。

○**細川委員長** 都市計画課長。

○**中司都市計画課長** 全体事業費ですね、残りの事業費ですが、概算で約10億円程度を見込んでおります。何年かけてやるかということですけども、ちょっと明確には答えられませんが、次の第6次の総合計画の早い時期ぐらいに全体の整備が終わればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○**細川委員長** 賀屋委員。

○賀屋委員 済みません、じゃあ具体的にいつごろから着工をね、今の段階で予定をさせているのかというのがわかれば。

○細川委員長 はい、課長。

○中司都市計画課長 予算等の問題もありますので、財政等とも協議しながらやっていかないとはいけませんけども、来年度から段階的にやっていければいいかというふうに今考えております。

○細川委員長 他に聞いてみたいことがある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ございませんか。ないようですので、それでは委員の皆様、本件の取り扱いについて御相談したいと思います。特に取り扱いに関して御意見はございませんか。なければ討論に移りたいと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 特に取り扱いについて意見がないようでございますので、討論をお願いいたします。

副委員長。

○和田委員 今回のこの多目的ゾーンに約1万平米の人工芝というのは、前回の議会のときに一応予算が2億とかかかるいうんで、一応取りやめたと思うんですが、改めてこうして陳情が来たんです。じゃ、なかった。違いました。それで、これやっぱりこのままね、人工芝ちゅうのは、ちょっと、違いますか。済みません、それじゃ取りやめます。

○細川委員長 討論取り下げということでございます。

賀屋委員。

○賀屋委員 前は今の話のように、人工芝を前提にということで、その対応についてはということで不採択になってるわけでございますけれども、せっかく今、1期が整備されて、本当に皆さんがスポーツ公園としてたくさん利用されていると。さらに利用促進を進めていくためには、やはり最終的な整備へということは、市民の皆さん、思っておられることだというふうに理解もし、またこういう陳情が改めて出たんだろうというふうに思っております。

そういう中で、10億円という大きな費用を投じて整備をしないといけないわけですけども、やはり大竹市民にとって、この晴海の臨海公園、これの整備というのはもう皆さんの夢でございますので、できるだけ早く整備をしてほしいというこの陳情の趣旨については、十分に理解ができるところであります。また、先ほど課長さんのほうから、来年度からできるところから段階的にやっていくんだという前向きなお話もありましたので、この陳情については、私としては採択をしていただき、できるだけ市民の、あるいはこの陳情者の皆さんの声に応えられるような整備をお願いをしていきたいというふうに思います。採択ということでお願いしたいと思います。

○細川委員長 ちょっとここで一度確認いたします。先ほどの和田副委員長の討論は取り消しというふうに取り扱いさせていただきます。ただいま採択すべきといった討論がございました。ほかに討論ございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 私は継続といいますか、そういったことで討論いたします。

○細川委員長 さっき継続の取り扱いを御意見を求めたんですけども、それはもうなしというところで。だから、今回は採択か不採択かをお願いしたいんですけど。諮ってますから、継続するかどうかを。

改めて藤井委員。

○藤井委員 反対の立場で討論させていただきます。

陳情の趣旨については非常によく理解できるところでございますが、ここに書かれているように多目的ゾーンを早期に整備してくださいということで日程も入っておりませんし、先ほどの説明をお聞きしますと、10億円ぐらいはざっくりかかるだろうということで、本市の財政状況、こういったものを考慮するとですね、まだまだ他に取り組むべき日常生活に関する問題とか、多々経費のかかるものがたくさんあると思いますので、今回はこれに反対するというところで討論いたします。

以上です。

○細川委員長 不採択ですね。

他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって本件は、採択すべきものと決しました。

以上をもちまして生活環境委員会に付託されました議案全て終了いたしました。

委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

11時44分 閉会